

静岡県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年8月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町湯船字坊ヶ沢480の8（次の図に示す部分に限る。）、482の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町湯船字坊ヶ沢480の8（次の図に示す部分に限る。）、482の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び駿東郡小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）